

2 出産前後には…

【1】こんな手続きが必要です

出生届

子どもが生まれたら、14日以内に市民課または最寄りの支所に出生届を提出してください。市民課、多賀支所、南部支所及び十王支所では、土・日曜日でも手続きができます。土・日曜日の開庁時間は、午前9時から正午及び午後1時から午後5時までです。ご利用ください。

市民課
2 2 - 3 1 1 1
IP 050-5528-5050
または各支所(P.36)

低出生体重児の届出

出生体重が2,500g未満の赤ちゃんを出産した時には、その旨を届け出ることが必要です。出生届出の際に窓口で母子相談票を記入することで、届け出をした事になります。必要に応じて保健師等が訪問して相談をお受けします。

健康づくり推進課
2 1 - 3 3 0 0
IP 050-5528-5180

【2】こんな制度があります

※制度の内容については変更になることがありますのでお問い合わせください。

出産育児一時金

出産や育児期の医療費等の負担が軽減されます。

国民健康保険の被保険者が出産したとき、一児につき42万円(在胎週数22週以降の場合)が支給されます。在胎週数12週以降であれば、死産・流産でも支給されます。なお、産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した場合には、40万4千円が支給されます。

＜直接支払制度＞

上記の出産育児一時金を、直接医療機関等に支払い、出産費用に充てる制度です。

※出産費用が一時金の額を超えた場合の差額は医療機関等に支払ってください。

＜直接支払制度を利用しないとき＞

退院時に出産費用を全額医療機関等に支払うことになります。その後、出生届を提出するとき手続きをしますので、出産したかたの保険証、印鑑、世帯主の印鑑・銀行口座がわかるもの、医療機関等の領収書を持参してください。

※1年以上勤めていた職を退職して半年以内の方で、退職時は社会保険等に加入していた方は、在職時の医療保険から給付を受けられます。詳細は以前のお勤め先や保険にお問い合わせください。

※社会保険に加入のかたは、加入している健康保険組合等にお問い合わせください。

国民健康保険課
国保・年金係
2 2 - 3 1 1 1
IP 050-5528-5076

小児医療福祉費支給制度(☎制度)

0歳から中学校3年生までのお子さん、健康保険証を使用して医療機関等を受診した際の、医療費の自己負担分の一部を助成します。出生届を提出したとき、または誕生日を迎えたときに手続きの案内(通知)をします。なお、所得の確認があります。中学校1年生から中学校3年生までの外来診療は、平成27年10月診療分から助成を受けることが出来ます。

0歳児	出生届を出した後、約2週間以内に、手続きについてお知らせをします。	国民健康保険課 医療福祉係 22-3111 IP 050-5528-5078
1歳から15歳まで	誕生月の末日(1日生まれは前月の末日)までに更新後の医療福祉費受給者証または手続きについての案内をお送りします。	
必要書類	お子さんの健康保険証	
窓口	国民健康保険課、市民課または各支所	
助成を受けられる期間	出生の日から中学校3年生修了まで。 (中学校1年生から中学校3年生までの外来診療は、平成27年10月診療分から助成を受けることができます。)	
医療機関にかかる時(薬局を含む)	県内の医療機関、薬局の窓口で、健康保険証及び医療福祉費受給者証を提示します。県外の医療機関受診時は、保険証を提示し医療費を支払った後に、市役所や支所で助成を受ける手続きをしてください。	
助成対象(窓口の支払いについて)	健康保険が適用になるものについてのみ助成が受けられます。0歳から中学校3年生までは、県内の医療機関窓口での支払いが、外来自己負担金 ^{*1} または入院自己負担金 ^{*2} のみで済みます。薬局では自己負担金の支払いはありません。 ^{*1} 外来自己負担金 1医療機関ごとに1日の外来受診に対して600円以内を月2回まで支払います。 ^{*2} 入院自己負担金 1医療機関ごとに1日300円を月3,000円限度まで支払います。	

養育医療給付

低体重で生まれた赤ちゃんの1歳になるまでの入院にかかる医療費について助成します。

<対象者> 出生体重が2,000g以下、または医師により入院(国・県指定の医療機関)養育が必要とされた赤ちゃん ※所得に応じて自己負担額があります。 ※医師の意見書が必要です。	健康づくり推進課 21-3300 IP 050-5528-5180
--	---

こんにちは赤ちゃん訪問

市の保健師または市から委嘱された助産師が訪問し、子育てについての情報提供や相談をお受けします。

<対象者> 生まれてから生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭 <訪問日時> 生後2か月頃に電話でご連絡し、訪問日程を調整します。 ※早めに希望する方は、直接助産師(妊娠届や出生届出時に配布したリーフレットに掲載)にご連絡ください。 ※沐浴や母乳に関する相談などを希望のかたは、「助産師の産後訪問」をご利用ください。	健康づくり推進課 21-3300 IP 050-5528-5180
---	---

【3】赤ちゃんの検査

先天性代謝異常等検査

フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常の病気を早期に発見し、心身障害を予防するための検査です。医療機関で(入院中に)生後4～6日に赤ちゃんから血液を採血し検査します。検査は無料ですが、採血料は自己負担となります。

胆道閉鎖症の検査

胆道閉鎖症は、肝臓と腸をつなぐ胆管という管がつまっていて、肝臓で作られた胆汁という黄色い液を腸に出すことができない病気です。そのために、黄疸(皮膚や白目が黄色いこと)が続き、「うんち」の色が白っぽくなります。赤ちゃんの「うんち」の色と母子健康手帳に添付されている便色調カードの写真を見比べてみてください。白っぽい「うんち」が続けて出た場合は、かかりつけの小児科医師にご相談ください。

茨城県日立保健所
健康増進課
22-4192

【4】こんなサービスがあります

産前産後のお手伝い

産前産後の手伝いを必要とされるかたへの家事援助です。
ア 出産前の妊婦の通院介助、家事援助
イ 出産後の妊婦及び新生児の世話、家事援助、沐浴の準備・後始末(沐浴は除く)
※利用する場合は、利用会員として登録していただきます。
会費(年額2,000円)、利用料(1時間600円～800円)が必要です。
[受 付] 月～金曜日(祝日・年末年始は除く)
午前9時～午後5時

(一社)ライフ・ケア・ひたち
27-6633

ベビーベッドの貸出し

日立市及びその近郊にお住まいの方を対象に「ベビーベッド貸出し事業」を行っています。搬送は利用者が行います。
[貸出料金] 1か月 800円(前納)
[貸出期間] 1か月単位 最長6か月
[予 約] 月～金曜日 午前9時～午後9時
土・日曜日、祝日 午前9時～午後5時
[貸出返却] 土曜日(年末年始は除く) 午前9時～正午
※時間厳守をお願いします。

日立市らぼーる協会
(日立市女性センター内)
36-0554

助産師による産後訪問

希望により、助産師が訪問し、沐浴・授乳(母乳)・育児について相談をお受けしています。(有料)
詳しくは、妊娠届や出生届出時に配布したリーフレットをご覧ください、直接助産師にご連絡ください。

健康づくり推進課
21-3300
IP 050-5528-5180